

発 刊 の 辞

下 山 憲 治

地方自治総合研究所監修による「地方自治関連立法動向」第1集（第174回～第180回通常国会）が2013年8月に発行され、今回の発行により第5集となる。

地方自治関連立法動向を研究するねらいと意義は、地方自治総合研究所の最重要研究課題の1つである日本の地方自治制度の沿革を踏まえた地方自治法解釈を行うことにあり、当初から一貫している点である。地方自治法および地方自治制度は、今も変革期にあり、住民・自治体を取り巻く社会的・経済的状况の変化に対応し、訴訟制度を始め、地方自治法を中心とした改革にとどまらず、権限移譲など個別作用法に重点を置いて進められている。同時に、法律レベルだけではなく、政省令、場合によっては通知レベルまでも射程に入れて、それが総体として、地方自治制度および地方自治法にいかなる影響を及ぼすのか、あるいは、及ぼしうるのか、検討が必要となっている。

このような視角から、この第5集では、第193回国会（常会、2017年1月20日から6月18日までの150日間）から第195回国会（特別会、2017年11月1日から12月9日までの39日間）までの3会期で制定改正された法律を対象としている。なお、第194回国会（臨時会）は、2017年9月28日に召集されたが、同日に衆議院が解散され（総選挙期日：同年10月22日）、法案審査は行われていない。

第193回国会では、内閣提出法案72件のうち、66件が成立し、6件が継続審査となった。衆議院議員提出法案76件のうち、9件が成立し、60件が継続審査で、1件が審査未了、否決は2件で撤回が4件あった。参議院議員提出法案110件のうち、成立は1件、参議院審査未了が1件、参議院未付託未了107件、参議院撤回が1件であった。

以上のうち、第5集で取りあげる法律とその概要は、次のとおりである。

まず、地方分権・地方創生関連法としては、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（2016年12月28日閣議決定）として取りまとめられたもののうち、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲（4法律）や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（6法律）を一括して改正する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（2017年4月26日法律25号）、外国専門人材の受入れなどを内容とする「国家戦略特別区域法」の改正、焼酎特区の創設を内容とする「構造改革特別区域法」の改正が行われたほか、構造改革特区に関して提案募集や計画の認定申請の期限を2022年3月31日まで延長する「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（2017年6月23日法律第71号）がある。

次に、地方自治法等の改正としては、地方自治法について①内部統制に関する方針の策定等、②監査制度の充実強化、③決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備、④地方公共団体の長等に対する損害賠償責任の見直し等、また、地方独立行政法人法について①地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加、②地方独立行政法人における適正な業務の確保からなり、広範な内容を含む「地方自治法等の一部を改正する法律」（2017年6月9日法律第54号）がある。さらに、非正規職員の任用根拠について、自治体ごとにまちまちであったものを、会計年度任用職員という採用類型を新設・統一化し、また、会計年度任用職員に期末手当を支払えるようにした「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（2017年5月17日法律29号）がある。

税・財政関係法の改正としては、2017年度税制改正の一環として、個人住民税の配偶者控除および配偶者特別控除の見直し、自動車取得税などの税率軽減措置の見直し等、居住用超高層建築物全体に係る固定資産税の見直し、地方税法第1章第16節（犯則事件の調査等）の新設を主な内容とする「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」（2017年3月31日法律第2号）、そして、毎年度の地方財政計画に基づいて必要な法改正を実施するもので、地方交付税法、特別会計に関する法律、地方財政法、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律を対象とする「地方交付税法等の一部を改正する法律」（2017年3月31日法律第3号）がある。

最後に、地方自治関連法の改正としては次のものがある。安全・衛生上の問題、騒音やゴミ出しなどの近隣トラブルなど民泊をめぐって多発している社会的諸問題に対応すると同時に、急増する訪日外国人旅行者のニーズや宿泊需給の逼迫状況への対応を目的とした民泊の活用を図るための措置を講ずることを主な内容とする「住宅宿泊事業法」（2017年6月16日法律第65号）、近年、増加傾向にある空き家・空き室を有効活用することで住宅確保要配慮者に対応するための措置として、都道府県等による賃貸住宅の登録制度の創設、登録住宅の改修・入居支援、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定、家賃債務保証の円滑化、生活保護受給者の住宅補助費等に関する代理納付の推進等の制度を定めることを主な内容とする「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（2017年4月26日法律第24号）、頻発・激甚化している水害に対応すべく、大規模氾濫減災協議会の設置、市町村による水害リスク情報周知制度、要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け、高度の技術等を要するダム再開事業や災害復旧事業等に関する国または水資源機構による権限代行制度の創設を主な内容とする「水防法等の一部を改正する法律」（2017年5月19日法律第31号）、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することを目的に、介護保険法、医療法、社会福祉法、障害者総合福祉支援法、児童福祉法など31本の法律の関連部分を一括して改正する「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（2017年6月2日法律52号）、そして、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査の導入および接近禁止命令を行うことができる場合の拡大などを内容とする「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（2017年6月21日法律第69号）である。

なお、第195回国会では、内閣提出法案9件のうち、8件が成立し、1件が継続審査となった。衆議院議員提出法案8件のうち、2件が成立し、継続審査が6件、参議院議員提出法案20件のうち、すべてが参議院未付託未了であった。第195回国会で成立した法律は、比較的少なく、また、その内容から本研究で対象とすべきものは見当たらなかった。また、この資料集で直接には言及されないものの、昨今の特区制度や行政文書の管理を巡る問題など国・地方の行政のあり方が問われていることも附記しておきたい。

地方自治関連立法動向を研究するにあたっては、立法過程に着目しつつ、立法者意思の究明のほか、残された課題や新たな問題点などの指摘をも包括した報告を目指している。このような意図が十分反映されているか、さまざまご指摘やご批判を受けつつ、また、自らも省みて、さらなる研鑽を続けていきたいと考えている。

この資料集が、従来と同様、地方自治に関心を持つ読者のお役に立ち、実り豊かな地方自治の展開に何らかの寄与ができれば幸いである。なお、研究所資料として、地方自治総合研究所のホームページからもダウンロードできるようになっている。